

10月7日(月)～13日(日)は 行政相談週間です

困ったら 一人で悩まず 行政相談

医療保険や年金、道路や公共施設、役所の手続きのことで困っていることや望んでいることはありますか。そんな時は行政相談をご利用ください。

本町では、平山英夫さん(西田)が行政相談委員として活動しています。行政上の困りごとがありましたら、気軽に相談ください。相談は無料、秘密厳守です。

【定例相談会】

日時 9月20日(金)・10月4日(金)

午前9時～正午

場所 ゆめプラザ・那須

天皇・皇后両陛下と愛子さまが 那須御用邸付属邸でご静養



天皇、皇后両陛下と愛子さまが8月19日に、ご静養のため那須御用邸付属邸に入られました。19日午後0時50分頃、JR那須塩原駅に到着したご一家は、集まった住民ら約450人に出迎えられました。歓迎の言葉に笑顔で手を振って応えながら、約30分間住民らと会話をされました。

那須御用邸では、平山町長、薄井議長のほか関係者がご一家をお迎えました。

那須御用邸付属邸には、昨年8月以来のご滞在となりました。



【特設相談会】

日時 10月9日(水)午前9時～

正午

場所 伊王野基幹集落センター

相談会の問合せ

○平山英夫行政相談委員

(自宅) ☎ 725234

○総務課秘書広報係

☎ 726901

行政相談についての問合せ

総務省栃木行政相談センター

☎ 028-634-4680



政府広報

2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

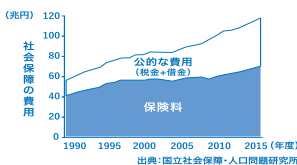
※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか？

社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするため

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



引上げ分は何に使われるのですか？

すべての世代を対象とする社会保障のために

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか？

家計と景気、両方の視点から対策を実施します

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。

このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索

